

I. 現状と目的

1984年以降、減少傾向にある我が国の天然魚の漁獲量であるが、東京湾の漁業生産額においても例外ではない。かつての江戸湾の漁業は、徳川将軍家のお墨付きの漁業として、新鮮な海産物を献上し、また第二次世界大戦後の食糧難には関東近郊の人々の空腹を満たした、歴史と伝統ある江戸前漁業であった。だが昨今では湾岸域の開発に加え、極端な気象変動、現状と乖離していると言わざるを得ない水産行政、そしてそこから派生する漁業者自身の乱獲の結果などから、魚種は大幅に減少しているのは明らかである。そんな中で、全国的に見ても比較的安定した漁獲のあるスズキは、言わば「東京湾最後の至宝」とも言えよう。しかしそのスズキでさえも本年明け当初から水揚げ量は例年より少なく、また型も小さいものが大勢を占めている。

船橋におけるスズキの漁獲量の大半を占める、三ヶ統のまき網漁業のうち、二ヶ統を抱える弊社は、これからも健全で、持続的な事業運営を行っていくために、東京湾の健全な水産資源の維持・管理のため、独自の資源管理計画を作成し、伝統ある江戸前漁業の持続可能性を高め、ひいては社会の持続可能性に貢献することを目指すものである。

II. 対象海域

千葉県東京湾・内房海域

III. 対象資源

スズキ・コノシロ

IV. 対象漁業者

(株)大傳丸、(有株)中仙丸

V. 資源管理目標及びそれを達成するための戦略

A. 資源管理目標：

- i. 健全な江戸前の漁業を次世代に繋げていくため、資源管理目標値を漁獲対象資源種が最大持続生産量(MSY)を達成する親魚量(SSB)とする。
- ii. また乱獲を未然に防止するため、限界管理基準値(SSB_{limit}^*)を設定し親魚量がこれを下回った場合には目標管理基準値まで回復させるための追加管理措置を行う。

*限界管理基準値は国の定義に合わせ、東京湾全体の漁獲量が最大持続生産量の6割になった時の親魚量とする($SSB_{limit} = SSB_{MSY60\%}$)。

B. 管理措置：

i. スズキ類

1. 抱卵、産卵期におけるスズキ類の漁獲は極力避ける**。具体的な期間としては、11月15日から翌年2月末日までとする
2. 体調20cm未満の小セイゴは、年間を通じて漁獲の対象としない**。
3. 万が一スズキ資源が減少し親魚量が SSB_{limit} に達した際には、以下の追加対応をする:
 - a. スズキの休漁期間を拡大し、3月は漁獲対象としない。(コノシロなど他の魚種を対象とした操業に切り替える)
4. バリューコントロールの実施
「魚の持っている価値を最大限に引き出す」ことをモットーにしている弊社において、スズキの市場価格がキロ当たり400円を割ることは耐え難いことである。したがってそんな翌日の市場出荷を意図的に制限する。その最たるものは休漁であるが、もし操業する場合でも、市場出荷は平均単価を上回るごく一部の市場に限り、大半はフィレ加工の後、冷凍保存してその価値が生かされる時を待って出荷する。
5. 弊社に販売を委託している底曳漁業者にも、これらの資源管理計画についての理解を深め、合意形成に勤めていく。

**上記管理指針は、突発的な気象変化等、不測の事態を除き、混獲した場合は原則として丁寧に放流する。

ii. コノシロ類

1. 抱卵、産卵期におけるコノシロ類の漁獲を自粛する。具体的な期間としては、4月16日から5月末までとする。
2. 4月15日以前であっても、航路内(船橋港、市川港、千葉港)での漁獲は自粛する。
3. ただし市況を鑑み、コハダが混獲された場合はこの限りではない。

VI. 資源状態の確認と管理措置の対応:

- A. 千葉県が発信する資源評価結果と新しく国が行う資源評価結果を毎年発表後に入手し、資源状態を確認し、状況に応じた上記の管理措置を実行する。

- B. またSSBlimitに達することがないように、東京湾のスズキ資源を適正なレベルに保つため、東京湾全体でのTACを定めるとともに、科学に基づいた漁獲戦略を確立するよう千葉県に要請する。

- I. 取り組み期間
令和3年8月より???

- II. 管理体制、計画遵守のための指導及び措置

- A. 組合員全員に対して、資源管理措置の厳守を徹底するよう指導する。
- B. 資源管理措置に関する結果を、船橋市漁業協同組合と適宜報告する。
- C. 必要に応じて、同漁協でスズキ・コノシロを主要対象魚種とする漁業者に対して、資源管理措置の結果等を報告する機会を最低年一回設ける。

- III. その他生態系・生息域に対する影響対策

- A. ETP種の管理戦略

操業で見受けられるETP種の可能性があるものは以下の種である。

これらの種を見かけた場合は、遭遇日時、場所、状況などを記録し、年1回操業がETP種へ負荷を与えてないか専門家を交えて確認し、必要があれば適宜負荷軽減の対策をとる。各種の詳細な対応策は対応マニュアルに記載、それを参考に各漁業者は対応する。

- B. 生息地への影響対策戦略

操業中に網が着底してしまう可能性が否めないため、随時網が着底した時の日時、網の状況、着底した時の付着物を記録する。年1回操業が海底へ負荷を与えてないか専門家を交えて確認し、必要があれば適宜負荷軽減の対策をとる。